

取りまとめに向けた検討（３・想定基本機能関係）

想定基本機能について

（参考）研究会資料３「第１回分科会における議論の概要」から抜粋

「裁判官及び弁護士・司法書士等の法律実務家は、役割や職責が異なるものの、共通して法的分析能力及び事実認定能力を活用して職務を遂行していることから、これらの能力を発揮する場面を念頭に置いて、どのような情報を（生成）ＡＩに入力し、どのような出力を期待しているのか、といった利用形態を明確にした上で、その実現可能性や運用上の課題について議論を深めることが有益であると考えられる。そこで、裁判官・弁護士・司法書士等の法律実務家が担っている法解釈・適用と事実認定に関する下記の３つのサービス・機能（以下、これらを併せて「想定基本機能」という。）を仮定し、その実現可能性（機能向上の見通しを含む。）や想定基本機能を利用することで民事紛争のより適正迅速な解決に資すると考えられる場面について考察した上で、同場面におけるリスク・課題や利活用の限界について検討することとした。」

「① リーガルリサーチサービス

一定の質問や事実関係を入力することで、これに類似する判例や法的見解を検索するとともに、検索結果に基づく要約を出力するサービス

② 法的分析機能

当事者本人の言い分（例えば、事実関係や紛争関係者に請求したい事項）を入力することで、その言い分どおりの事実関係が存在することを前提として、当該事実関係に関する法律関係について一定の見解（例えば、請求の根拠となる法律関係）が出力される機能

③ 事実認定機能

（法的分析機能と一体的に利用されることを想定）一定の事実関係を提示するとともに、利用者が保有する関係資料データを入力することで、当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由についての一定の見解が出力される機能」

１ リーガルリサーチサービス

（１）実現可能性（機能向上の見通し）について

以下のように考えられるが、どうか。

現状のリーガルリサーチサービスは、サービス提供する各事業者が保有する文献及び裁判例のデータセットにコンテキストデータ（データセットの背景となる状況や文脈についての情報。以下同じ）を付加した上で、これを RAG（Retrieval-Augmented Generation・検索拡張生成）において活用して、ＡＩの出力回答とともに、関連する文献や裁判例を引用して提示することで、ＡＩによる出力の精度を向上させる取組みがされているものと考えられる。そして、コンテキストデータの生成は、各事業者の営業秘密に属するものであり、その全容は明らかではないところがあるが、例えば、文献や裁判例の重要度等の判断のために必要となる

コンテキストデータは、法的素養のある人間（弁護士等）が関与する形で行われているものと考えられる。

この点、現状の大規模言語モデル（LLM）は既に性能が相当高くなっていることから、リーガルリサーチサービスにおいて、新たにデータセットを学習させること（いわゆるファインチューニング）によって機能向上を図ることは費用対効果に見合わない可能性が高いのではないかと考えられる。したがって、今後大きなブレークスルーがあり、AIモデルが全く違う仕組みになった場合はともかくとして、コンテキストデータを整備してRAGを活用する形で機能向上を図っていくという現在の動向は現実的であると考えられる。また、民事裁判情報データベースが始動することにより、多数の裁判例データセットが各事業者にも提供されることになる結果、AIの出力の精度が向上することが期待されるが、これら多数の裁判例データセットについてコンテキストデータを高精度かつ効率的に付与していくことができるか否かが課題になってくるのではないかと考えられる。

また、リーガルリサーチサービスの検索・回答の精度を高めるためには、利用者において、一定の質問や事実関係等の入力事項を的確に選択することが必要であるとともに、文献や裁判例の要約等の検索・回答の内容及びその根拠となった文献や裁判例を確認し、評価することが必要であると考えられる。

（2）価値及び便益について

前記（1）のとおり、既に民間の各種リーガルリサーチサービスの提供が始まっており、その機能向上の見通しが一定程度明確であることから、現時点においてもリーガルリサーチサービスによる価値及び便益を想定しやすいところであるが、以下のとおり考えることでどうか。

従来の判例・文献検索サービスではキーワード検索が中心であったところ、期待する結果を得るには的確なキーワードの選択が重要であり、このような能力は法律実務家としての経験に基づく暗黙知に依存していたと考えられる。これに対し、リーガルリサーチサービスは、判例や文献を検索するに際して、一定の質問や事実関係を自然言語で入力することで、これに類似する判例や文献を検索するとともに、検索結果（判例や文献）から入力に対応する部分を抽出した上でこれを要約するなどして、上記入力に対する回答を生成・出力することができるというものであるから、経験の浅い法律実務家であっても、従前よりも短時間で的確な検索結果にたどり着くとともに、検索結果の概要を把握することができる可能性が高くなるものと考えられる。

したがって、リーガルリサーチサービスは、後記（3）のとおりリスク・課題があるものの、将来的には、判例や文献検索の質を向上させるとともに、法律実務家が法的判断等の中核的な事務に注力できるためのツールとなっていくものと考えられる。

（3）利活用に伴うリスク・課題について

リーガルリサーチサービスを利活用する際には、生成AIの利活用による一般

的なリスクがあると考えられるほか、現在のリーガルリサーチサービスは、サービス提供者により搭載されている文献や判例の範囲や量は限定的であり、これに伴う出力の精度に限界があると考えられる。これに加えて、リーガルリサーチサービスの性能は、サービス提供する各事業者が保有する文献及び裁判例のデータセットに付加するコンテキストデータの質に依存するものとも考えられるところ、コンテキストデータによるバイアスが課題になるとも考えられる。他方で、リーガルリサーチサービスも従来の判例検索サービスも、最終的に法律実務家等がその出力回答を確認・検証した上で活用していくことが想定されているという点では本質的な差があるといえないのではないかとこの意見もあった。

以上を踏まえ、リーガルリサーチの利活用に伴うリスク・課題について、どのように考えるか。

(参考) 生成A I の利活用による一般的なリスク

○ 説明責任の担保（ブラックボックス・一貫性のない出力）

生成A I は、複雑かつ公開されていないアルゴリズムゆえに、その出力過程が不透明であり、出力に至った理由を説明できないことが多い。また、生成A I の出力にばらつきがあることで、同一の入力に対して異なる回答を生成する可能性がある。

○ 公平性・バイアス

生成A I は、学習データに含まれる社会的・歴史的なバイアスを反映し、特定の属性（性別・経済状況など）に対して差別的な出力を行う可能性があり、人間の道徳や倫理、これらに対する社会的認識や経時的変化を十分に把握できず、そのような観点による考慮が不足する可能性があるとされる。

○ ハルシネーション

生成A I は、事実と異なる情報を出力することがある。

(4) リスク・課題への対応策等について

リーガルリサーチサービスの利活用に伴うリスク・課題への考えられる対応策としては、出力結果について裁判官又は弁護士・司法書士が確認・検証をすること（ヒューマン・イン・ザ・ループ）が不可欠であることに尽きるとも考えられるが、更に検討を深めるべき点やこれらに加えて検討すべきものはあるか。

(5) 開発・整備・運用の主体について

リーガルリサーチサービスの開発・整備・運用の主体としては、既に民間でサービス提供が始まっていること、判例・文献の著作権や使用权の問題があること、法律実務家以外の利用も幅広く想定されること等を踏まえると、裁判所において独自にリーガルリサーチサービスを開発し、運用することは現実的ではなく、また、法律上の争訟を解決することを本務とし、中立性公平性を確保する必要がある裁判所において、文献や裁判例の重要度等の判断のために必要となるコンテキストデータの付与に協力することが相当であるか否かについては慎重な検討が必要であると考えられることも併せ考えると、今後も民間における研究開発によ

り、競争環境の中でそのサービスの水準の向上を図っていくことが適切であると考えられるが、どうか。

2 法的分析機能及び事実認定機能

(1) 実現可能性について

以下のように考えられるが、どうか。

ア 法的分析機能

(ア) 従前、法的分析機能に相当するサービスは、法律実務家がその養成の過程や実務での経験を通じて体得した専門的学識とその応用能力（法的分析、構成、論述、弁論）という暗黙知が多分に含まれ得るものによって提供されてきたものであるところ、主として法的知識の面についてはリーガルリサーチサービスによって補完され得るものとも考えられる。

この点、当事者の求める法律効果（権利の発生、障害、消滅、阻止）を発生させる法律要件に該当する具体的事実（要件事実）が認められなければ、当事者が求める法律効果は認められないことから、弁護士・司法書士等の法律実務家においては、①依頼者の利益に最も適合的な法律効果を発生させる法規範の選択（法律構成）をすること、②その法律要件に該当する具体的事実（要件事実）を把握することが求められているところ、これに相当する法的分析機能を有するサービスを実装するには、まずは多数の裁判例から法律構成と要件事実を分析抽出したデータセットが不可欠であると考えられる。もっとも、現時点において、裁判例から高精度かつ効率的にこのようなデータセットを分析抽出する手法が確立しているとは言い難い状況にあると想像され、今後の研究開発が期待される。

また、法的分析機能は、回答の精度を高めるためには、リーガルリサーチサービスと同様、利用者において、当該紛争の法的解決に必要な事実関係等の入力事項を的確に選択することが必要であるとともに、法律関係についての一定の見解等の回答の内容及びその根拠となった文献や裁判例を確認し、評価することが必要であると考えられる。

この点に関連して、上記のような入力の支援等を念頭に、紛争の法的解決に必要な事実関係を整理、抽出するような機能も考えられなくはないが、紛争に遭遇した一般国民は、その認識する事実関係から当該紛争の法的解決に必要な事実を的確に抽出して表現記述することが困難であることが通常であり、法律実務家が法律相談等の場面で適宜ヒアリングした上で相手方との交渉や裁判手続の進展に応じて必要な事実関係を明らかにしていると考えられる。このような実情を踏まえると、長期的には、例えば、法律相談等の内容をデータセットとして活用するなどして、チャットボットなどの対話型AIにより必要な事実関係を確認しながら出力するなどのサービスが提供されていくことも想定される。もっとも、まずは信頼性が高い法的分析機能を有するサービスが実装されることが前提となると考えられる。

- (イ) 将来的な課題として、人間の思考過程は一定のルールや手順により説明可能であると仮定すると、法律実務家の思考過程についても、新たなデータセットを数十万、数百万単位で多数用意して機械学習させることで法的分析機能の機能向上を図る可能性があるのではないかという意見もあった。

他方で、法律実務家の思考過程は、具体的な事案において法的分析、すなわち問題となり得る法令の規定、文献又は裁判例を想起しつつ、当該規定の文言やその解釈、当該裁判例の射程等を分析した上で、当該事案の解決に最適な法律構成や要件事実を検討するというものであることを踏まえると、必要となる新たなデータセットとしては、例えば多数の具体的な事案を前提とした法律構成や要件事実の回答が想定されるが、事前にこのような回答を準備することは現実的とはいえないのではないかとの意見、当該回答について法律実務家が信頼に値するものであることを担保することは困難ではないかとの意見、かつていわゆるエキスパートシステムの開発において、裁判官の判断過程の分析が試みられたが十分な成果を挙げることができなかったところ、その後の状況の変化を見ても、上記分析が可能になっているとまではいえないのではないかとの意見、機械学習に要する費用との関係で採算が取れるのか疑問であるとの意見も出された。また、別の観点として、裁判所内での利用に限定したAIを開発・整備した場合には、機械学習する内容が固定化される結果、回答内容や言い回しといった点まで固定化されるおそれがあり、中長期的には新たな裁判例が生まれにくくなってしまうのではないかという懸念も示された。

イ 事実認定機能

以下のように考えられるが、どうか。

- (ア) 事実認定機能のうち証拠関係の構造の分析や更には事実認定における要証事実の存否に関するものについては、人間の思考過程は一定のルールや手順により説明可能であると仮定すると、事実認定の過程も抽象的な論理の組立てとして言語化できるはずであるから、判決書を含む訴訟記録のデータセットがあれば、このような事実認定機能を実装する可能性は十分に考えられるといった意見があった。他方で、かつていわゆるエキスパートシステムの開発において、裁判官の判断過程の分析が試みられたが十分な成果を挙げることができなかったところ、その後の状況の変化を見ても、上記分析が可能になっているとまではいえないのではないかといった意見も出された。なお、控訴審判決において、第一審判決の事実認定と異なる見解が採用された事案を分析することも有用ではないかとの意見もあったが、他方で、控訴審判決の事実認定が正解であると評価する根拠はないのではないかとの意見もあった。

以上のとおり、現時点では、このような機能の実現可能性については意見の一致をみないところであり、引き続き検討をする必要があると思われる。

(イ) 事実認定機能のうち、前記(ア)のような機能に関連して、現時点においても、裁判官において間接事実の根拠となる証拠を選別した上で、これらを生成AIに入力するとともに、当該証拠の内容を要約整理するように指示するなどし、その出力内容を確認・評価するなどして当該事案の分析検討に役立てることができる可能性もあるとは考えられる。

また、事実認定機能のうち、事実認定における推論過程の説明(一定の間接事実や一定の証拠となる資料が存在し、又は存在しないことを前提として、対象事実が存在する又は存在しないことについての論理的な説明をいう。)についても、常識に属する経験則の適用過程であることからすると、既に性能が相当高くなっている現状の大規模言語モデル(LLM)であれば、対象事実の存否について、一定の間接事実や一定の証拠となる資料が存在し、又は存在しないことを入力した上で、事実認定における推論過程の説明を求めれば、相応の出力が期待できるのでないかとも考えられる。

もっとも、以上については、民事訴訟においては相当の長期にわたる事実関係や錯綜する事実関係が問題となる場合もあることを踏まえると、その出力の精度は現時点では未知数であるから、裁判官による確認の過程を含め、その実現可能性についてなお検証する必要があると考えられる。

(2) 価値及び便益について

ア 法的分析機能

前記(1)アのとおり、法的分析機能は、今後実現する可能性があるものの、現時点で既存のサービスが提供されていることは把握できていないことから、法的分析機能の価値及び便益は想像の域を出ないところではあるが、一応以下のとおり考えることでどうか。

まず、弁護士・司法書士等は、民事訴訟を利用した法的紛争の解決までの流れの中で、訴訟提起に向けた準備活動として、単に事実や証拠を繋ぎあわせて法律文書を作成しているのではなく、勝訴見込みを意識し、事実関係や法令、判例、学説等の調査を行い、法律構成の検討や証拠収集をするというスパイラル的なシミュレーションを繰り返し、勝訴見込み、回収可能性、迅速性、紛争解決の手段などを踏まえ、依頼者の依頼目的に最も適合的であるかどうかの見地から事件処理の基本方針を策定し、これに沿って戦略・戦術的な事務処理を行っている。したがって、弁護士・司法書士等は、法的分析機能が実装されることで、上記スパイラル的なシミュレーションの質を向上させ、依頼者のニーズにより適合的な戦略的・戦術的な事務処理に繋げていくことが期待できるものとも考えられる。

他方で、裁判官は、処分権主義や弁論主義の観点から、原則として当事者の主張に基づいて審理・判断することになるため、裁判官としては当事者が主張する法律構成を前提として争点整理を行うことになる。したがって、法的分析機能が実装されたとしても、裁判官は、弁護士・司法書士等に比べるとこれを

活用する場面は大きくないと考えられる上、裁判官による主張分析の質の向上に直ちに繋がるものといえるかは明らかではないとも考えられる。他方、例えば、いわゆる不完全履行や非典型的な不法行為といった非定型的な要件事実が問題となる事案では、争点整理に困難を伴う場面もあることから、仮にこういった事案においても法的分析機能を活用することができるのであれば、より充実した争点整理の実現に資する可能性はあると考えられるものの、このような複雑な事案にも対応可能な法的分析機能を実装することができるか否かは現時点では不透明であるように思われる。

なお、裁判官については、裁判所に法的分析機能が実装されることで、個々の裁判官の審理運営にどのような価値・便益をもたらすのかという観点からだけではなく、司法権を担う司法部門全体としての機能の維持、向上にどのように資するのかという観点からも議論を深めていく必要があるのではないかと意見もあった。

イ 事実認定機能

(ア) 前記(1)イ(ア)のとおり、事実認定機能のうち、証拠関係の構造の分析や更には事実認定における要証事実の存否に関するものは、現時点で既存のサービスが提供されていることは把握できておらず、またその実現可能性も明らかではなく、将来的な課題であると考えられる。したがって、現時点においてこのような機能の価値及び便益を検討することには困難を伴うが、一応以下のとおり考えることでどうか。

弁護士・司法書士等は、将来的にこのような機能が実装できた場合には、出力結果を確認することを前提として、当事者・依頼者の立場を踏まえた事実認定の考え方のたたき台を出力し、事実認定の相場観を知るといった観点で法律相談の場面等で活用する余地がある。

他方で、裁判所がこのような機能を利用することについては、裁判所は、双方当事者の主張立証を踏まえ、様々な考慮要素や経験則を組み合わせた上で、法律実務家としての直感的なものも含め、仮説の設定や検証を繰り返しながら最終的な判断に至っているのであるから、このような出力結果だけで適切な判断はできないのではないかと、AIの出力の内容を評価するためには、その根拠となった他の事件の訴訟記録を確認することが必要となるが、その分析検討をすることには相当の時間を要し、合理性に乏しい、といった理由から裁判所がこのような機能を利用することは慎重に考える必要があるという意見があった。これらの意見を踏まえると、裁判官は、弁護士・司法書士に比べ、この機能を活用する場面は大きくないと考えられる。

なお、裁判官については、法的分析機能と同様、司法権を担う司法部門全体としての機能の維持、向上にどのように資するのかという観点からも議論を深めていく必要があるのではないかと意見もあった。

(イ) 他方で、前記(1)イ(イ)のような機能は、現時点の生成AIの機能を利活

用することで実現可能性があるのではないかとと思われるが、具体的な検証が行われていないという状況にある。したがって、このような機能の価値及び便益はなお想像の域を出ないところではあるが、一応以下のとおり考えることでどうか。

裁判所、弁護士・司法書士のいずれにとっても、間接事実の根拠となる証拠を選別した上で、生成AIに当該証拠の内容を要約整理させ、その出力内容を確認・評価するなどして事案の分析検討に役立てるような利用の仕方や、一定の間接事実や証拠の存否を入力して、事実認定における推論過程の説明を求め、その出力内容の確認・評価等を通じて事実認定につき更に検討を深めるような利用の仕方については、より充実した争点整理の実現に資する可能性はあると考えられるし、また、裁判所の判断理由や当事者の主張の説得力を高めることに寄与する可能性はあり、こういった観点からは適正な裁判の実現に資する可能性はあると考えられる。

(3) AI利活用に伴うリスク・課題について

ア 法的分析機能及び前記(1)イ(イ)の事実認定機能

法的分析機能及び前記(1)イ(イ)の事実認定機能については、前記(2)ア及び前記(2)イ(イ)のとおり、価値及び便益は想像の域を出ないところであるから、これらの利活用に伴うリスク・課題も同じく想像の域を出ないところがあるが、一応以下のとおり考えることでどうか。

(ア) 裁判官業務における利活用

裁判官業務における想定ユースケースでは、課題として、①抜け漏れの発生、②出力の揺れ（再現性の低さ）、③期日ごとに情報が更新されていくことへの対応の弱さ、④法的理解の不十分さなどが指摘され、リスクとして、①誤導・バイアスの危険、②過信のリスク（検証姿勢の弛緩）、③倫理面のリスク、④運用上の課題（スキル格差・能力維持）などが指摘されたところであり、裁判官業務における法的分析機能や事実認定機能の利活用についても、上記と同様のリスク及び課題が妥当すると考えられる。これらに加えて、上記各機能は裁判官が行う判断により近い場面での利活用が想定され、裁判官の心証形成に対する影響力が強くなることに概ね異論はなく、上記各リスクについて慎重に検討する必要があるようにも思われる。この点については、後記(4)の対応策等によりコントロールが可能であると理解できるかどうかを含め、リスクの分析検討をすべきと思われるが、どのように考えるか。

なお、裁判所が使用するAIを分析するために、意図的に訴訟を起こすなどゲーミングが行われるリスクとして、争点整理の補助等の場面とは異なり、裁判所の判断作用との関連性がより強いAIの利活用については秘匿性を高くすべきであるので何らかの対応が必要ではないかとの意見がある一方で、フォーラムショッピング（自己に有利な法廷地を選んで訴訟提起をすること）など既に存在している問題事象に類似するものであって殊更に規制を

する必要性は高くない、そのようなリスクがあるとしても裁判所が利活用するA Iについての透明性を確保することで対応可能ではないかとの意見があった。この点、現在広く利用されている汎用の生成A Iに対する攻撃のリスクについては、近時はそのような事例は見当たらず、大きな問題とはならないと考えられるから（研究会資料9「取りまとめに向けた検討（2・情報セキュリティ等関係）参照」、ゲーミングのリスクは、後記(5)イのとおり、将来的な課題と併せて検討が進められることが期待されるということによいか。

(イ) 弁護士・司法書士業務における利活用

弁護士・司法書士業務における想定ユースケースにおいて指摘された課題は、法的分析機能や事実認定機能の利活用についても同様に妥当すると考えられるが、どうか。これらに加えて、上記各機能は、弁護士・司法書士等がその出力結果を鵜呑みにするようなことがあれば、例えば、この案件は勝てそうにないので争わずに済ませようと依頼者を説得するなど、新たな法形成が必要な場面の減少や依頼者の裁判を受ける権利の侵害につながりかねないのではないかとの懸念も示されたが、この点についてどのように考えるか。

イ 事実認定機能のうち前記(1)イ(ア)の機能

事実認定機能のうち前記(1)イ(ア)の機能は、前記(2)イ(ア)のとおり、その価値及び便益を検討すること自体が困難であることから、利活用に伴うリスク・課題の検討も困難を伴うものであるが、特に裁判官業務については、利活用自体が想定し難い上、仮に利活用されることがあるとしても、判決書のうち事実認定についての判断が記載された部分は、個別具体的な事件に即した経験則に基づく証拠の評価であって、他の事案にも応用可能な法規範の解釈適用とは異なる面があるから、出力の根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を先例として参考とすることが相当といえるのかといった観点も含めて理論的な検討が必要であり、裁判所がこのような機能を利用することは慎重に考える必要があるという意見があった。このような意見も踏まえ、利活用に伴うリスク・課題として特に検討すべきものとしてどのようなものがあるか。

(4) A I 利活用に伴うリスク・課題への対応策等及びA I ガバナンスについて

法的分析機能及び事実認定機能の利活用に伴うリスク・課題は、前記(3)のとおり、想像の域を出ないか、検討自体が困難を伴うものであり、当然、これらへの対応策等を検討することは更なる困難を伴うことから、まずは裁判官業務における法的分析機能及び前記(1)イ(イ)の事実認定機能の利活用の場面に限って検討を深めることとした。

ア 裁判官業務における想定ユースケースでは、考えられる対応策等として、出力結果について裁判官が確認・検証をすること（ヒューマン・イン・ザ・ループ）が不可欠であることや必要に応じて生成A Iによる出力結果と当事者の主張・立証との間に齟齬がないかを確認するなど当事者との認識共有も重要とな

ることといった指摘がされたところであり、法的分析機能及び前記(1)イ(イ)の事実認定機能の利活用場面についても同様に妥当すると考えられるが、よいか。

他方で、裁判官業務における想定ユースケースでは、考えられる対応策等として、法的枠組みの整理は裁判官が行い、生成A Iはそれを前提とした補助という棲み分けが重要であるとの指摘もされたところであるが、とりわけ法的分析機能はそもそも法的枠組みの整理の一部を代替するものであるから、法的分析機能及び前記(1)イ(イ)の事実認定機能の利活用場面では上記指摘が直ちに妥当するわけではないと思われる。また、前記(3)ア(ア)のとおり、これらの機能を利活用することについては、裁判官の心証形成に対する影響力が強くなることから、実効性ある対応策の有無等を踏まえて慎重にリスクを分析検討すべきように思われるが、効果的な対応策として考えられるものがあるか。

イ 裁判官業務における想定ユースケースでは、考えられる対応策等に関して、裁判官が生成A Iを利活用する際の透明性の確保や裁判官が生成A Iを利活用する手順・方法等に関するものについて具体的な検討が行われたところであるが(取りまとめに向けた検討(1・裁判官業務関係等)参照)、裁判官業務における法的分析機能及び前記(1)イ(イ)の事実認定機能の利活用場面についても同様に妥当するということでよいか。

(5) 開発・整備・運用の主体について

ア 法的分析機能

前記(2)アのとおり法的分析機能の価値及び便益は想像の域を出ないところではあるが、想定される価値及び便益の内容、その実装には裁判例の分析が必要であり、リーガルリサーチサービスの機能が前提となると想定されること(前記(1)ア参照)並びに民事裁判情報データベースが始動すれば、実装に必要なデータセットとしての活用可能性の検討が可能となること等を踏まえると、まずは民間において競争環境の中で法的分析機能の実装に向けた研究開発や機能向上を図っていくことが適切であると考えられるが、どうか。

イ 将来的な課題に係る機能

法的分析機能及び事実認定機能のうち前記(1)ア(イ)及び同イ(ア)において取り上げた機能については、種々の課題が指摘され、引き続き検討を要する状況にあり、未だ実装を具体的に検討する段階にはないと考えられるから、現時点において、裁判所を含む公的部門において開発・整備に向けた検討に着手するよう求めるのは現実的ではなく、まずは、民間における研究において、例えば、法律実務家の観点から判決書作成等の業務過程を分解して言語化していくプロセスと、情報処理の観点から判決書作成等の業務を自動化するために必要なデータがどこにあり、どのように加工すればそのような業務を自動化することができるのかを言語化していくプロセスを融合させた分析検討等が進められることを期待することが適切であると考えられるが、どうか。